

在職中に病気やケガが生じたとき、あなたの生活を保障する年金制度

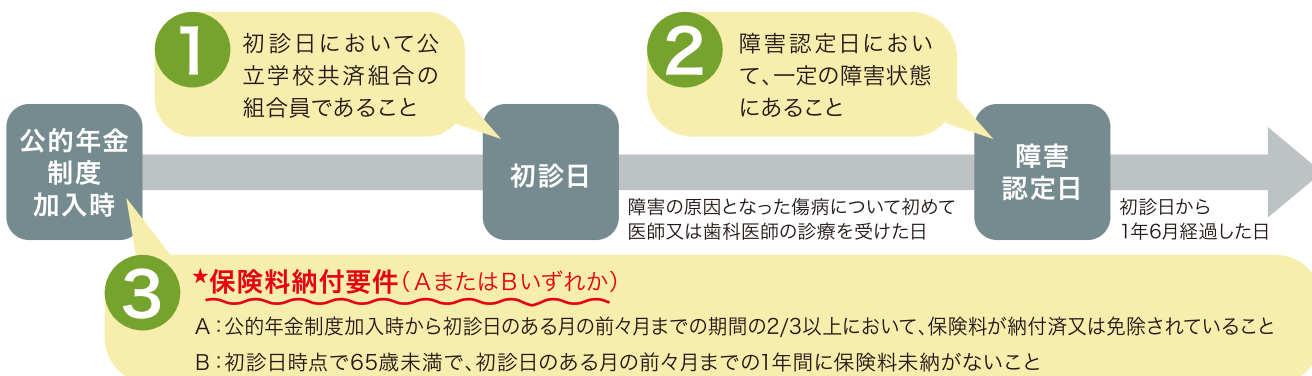
障害厚生年金とは？ ★一元化に伴う変更

障害給付(年金)は、在職中に初診日がある傷病により、通常の生活に困難がある、仕事に支障があるなど、一定の障害状態(障害等級1級～3級)に認定されたときに支給されます。被用者年金制度一元化に伴い、これまでの障害給付「障害共済年金」は「障害厚生年金」に変わり、受給要件等も厚生年金に揃えられました。★一元化前に決定した「障害共済年金(職域部分は除く)」も含め、在職中でも支給されるようになります。「障害」とは身体に関するものだけでなく、精神の障害の認定もあります。お気軽にお問合せください。

障害認定請求の前に
主治医とよく相談を!



3つの受給要件



- ⚠ 障害認定日に障害等級1～3級に該当しない場合でも、その後症状が悪化し、該当した場合は、65歳になる前までであれば、「事後重症」請求として、改めて障害状態の認定請求をすることができます。
- ⚠ 初診日から1年6経過する前に次の特例7症例に該当した場合は、障害認定日を次のように扱います。
 - 1: 上肢・下肢を切断・離断した → その日
 - 2: 人工骨頭、人工関節を挿入・置換した → その日
 - 3: 心臓ペースメーカー、人工弁を装着した → その日
 - 4: 人工透析療法を施行した → 透析開始から3か月を経過した日
 - 5: 人工膀胱を造設した → その日 人工肛門を造設、尿路変更術を施行した → 6か月を経過した日
 - 6: 喉頭を全摘出した → その日
 - 7: 在宅酸素療養を行っている → 療養を開始した日

請求手続の流れ

障害厚生年金の請求手続は、まず「障害状態の認定」をした上で「障害厚生年金の請求」を行います。

STEP 1.

障害状態の認定 概ね3か月

まず障害程度の認定審査を行います。

- 障害等級は身体障害者手帳等との等級とは異なります。
- 専門の障害審査医が診断書等による書面審査を行います。
- 障害等級1～3級に認定されない場合もありますが、その後65歳までに同傷病による障害の程度が悪化した場合、再び事後重症請求を行うことができます。

STEP 2.

障害厚生年金の請求 概ね3か月

障害等級1～3級に認定されると、障害厚生年金の受給権が発生し、請求ができます。

- 障害等級1級または2級に該当した場合は、加えて日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。
- 障害年金は傷病手当金との支給調整があります。

障害厚生年金
決定・支給



〈障害厚生年金の請求を希望する皆さまへ〉

まず、ご自身の障害状態が障害等級1～3級に該当する可能性があるか、主治医とよくご相談ください。請求手続を開始したいとき、不明な点があるとき、お気軽にお問合せください。

問合せ先 給付貸付課年金係 ☎ 03-5320-6828 【受付時間】 平日9:00～17:30